

## 株式会社食環境衛生研究所 検査・試験委受託基本契約

株式会社食環境衛生研究所の検査及び試験受託サービスをご利用頂き、誠にありがとうございます。本契約をお読みになり、本契約に合意頂ける場合のみ、依頼書のご送付を頂きますようお願い致します。

### 第1条 (目的)

この検査・試験委受託基本契約（以下「本契約」という）は、お客様（以下「委託者」という）から株式会社食環境衛生研究所（以下「食環研」という。）が受託する検査・試験（以下「本業務」という。）を遂行するための基本的事項を定めることを目的とする。

### 第2条 (個別契約)

委託者及び食環研は、本契約に従って本業務を履行する。但し、本契約に基づく個別契約が締結されたときは、個別契約が優先して適用されるものとする。なお、当該申し込み及び承諾に係わる書面について、検査依頼書、注文書、発注書、一般受託試験申込書、注文請書、確認書など呼称を問わず、また電子メールも書面と見做すものとする。

### 第3条 (支払条件)

本業務の委託料は、委託者が、本業務の報告書が納品、検収された翌月末までに、食環研の指定する銀行口座に振り込むものとする。初めての取引の場合に限り、委託前に支払うものとする。

### 第4条 (秘密保持)

食環研は、本業務の委託を受けている事実、本情報、本試料、本業務の結果及び成果並びに本業務遂行上知り得た「委託者」又は委託者の顧客の技術上、営業上の機密事項を厳に秘密に保持し、委託者の事前の書面による承諾なしに第三者に開示又は漏洩しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するものについてはこの限りでない。

1)開示を受けた時点で既に公知であったもの

- 2)開示を受ける前に既に知っていたことを証明したもの
- 3)開示をうけた後に自らの責めによらないで公知となったもの
- 4)法令もしくは裁判所の命令または行政官庁の命令により開示を義務付けられたもの

#### 第5条 （流用の禁止）

食環研は本情報、本試料を本業務の目的以外に一切使用せず、かつ、第三者への譲渡その他の処分を行ってはならない。

#### 第6条 （再委託）

食環研は、本業務の一部又は全部を第三者へ再委託することができる。この場合、食環研は当該第三者に対し食環研が本契約で負う義務と同様の義務を課すものとし、かつ、当該第三者の義務の履行につき一切の責任を負うものとする。

#### 第7条 （結果・成果）

本業務の検査結果及び成果は、すべて委託者に帰属する。本業務の結果を報告書として作成し、委託者に報告する。ただし、本結果から得られたデータが学術的に極めて重要であると判断された場合、委託者の了解を得ずとも、個人情報の取り扱いには十分配慮したうえで再利用することが出来る。また、分離菌、病理サンプル、遺伝子配列等（検体由来のもの等、以下「生データ」という）は食環研に帰属する。委託者が食環研に生データの提供を求める場合は、委託者が別に規定する覚書に署名した上で提供するものとする。

#### 第8条 （善管義務）

- 1)本業務を遂行する上で必要な試験品や検体及び情報等は、食環研に無償で提供するものとする。
- 2)食環研は、善良なる管理者の注意義務をもって本情報、本試料を管理する。
- 3)食環研は、本情報、本試料を本業務の遂行に必要なある最小限の自己の役員及び従業員のみ取り扱わせるものとし、当該役員及び従業員に本契約の義務を遵守させるものとする。
- 4)本試料は試験後、当社で定める一定期間保存をし、その後廃棄処分とする。なお、返却することを条件に提供された試料等は委託者に返却するものとする。返却に要す

る費用は、委託者の負担とし、また、予め両者の間で処分方法を取り決めた場合はその方法によるものとする。

#### 第9条 （契約違反等による損害賠償）

- 1)食環研または委託者が本契約に違反し、相手方に損害を与えた場合、相手方に対して当該損害を賠償するものとする。
- 2)食環研は、天災地変その他、食環研の責めに帰する事の出来ない事由により本業務の履行が困難になったときは、これにより生じた委託者の損害を賠償する責めを免れるものとする。
- 3)委託者が本業務の結果を使用して生じたいかなる損害や経済的負担についても、食環研は一切責任を負わない。なお、食環研の本業務の方法に重大な過失があったと認められる場合であっても、食環研に対する損害賠償請求は、食環研による報告書提出後半年以内に限られるものとし、また、食環研の責任は、委託者が現実には被った通常かつ直接の損害に限られ、本業務の委託料を上限とする。

#### 第10条 （反社会勢力の排除）

食環研は委託者が、自己又は自己の役員（取締役、監査役、執行役またはこれらに準ずる者をいう。）が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等の社会運動等標ぼうゴロ、その他これらに準ずる者及び詐欺、暴力的行為、又は脅迫的言辞を用いた場合など、（上記あわせて「反社会的勢力」という。）に該当する場合、食環研は、委託者に対して何らの催告も要せず契約又は個別契約の全部又は一部を解除することができる。この場合、食環研は委託者に対して、これにより食環研が被った一切の損害を賠償請求することができる。

#### 第11条 （契約の解除）

委託者が次の各号の一に該当したときは、食環研は、委託者に対し何らの催告を要せず、直ちに本業務を解除することができるものとする。

- 1)破産、民事再生若しくは会社更生の手続開始の申立てがあったとき又は清算手続に入ったとき。
- 2)支払の停止又は手形交換所の取引停止処分を受けたとき、若しくはその警告があったとき。

3)租税公課について滞納処分又は保全差押を受けたとき。

4)前条に違反すると認められたとき。

#### 第12条 （疑義事項）

委託者及び食環研は、相互の信頼のもと、互いに協力して信義を守り、誠実に本業務を履行するものとする。

また、本契約に定めない事項及び本契約の解釈に疑義が生じた事項については、互いに誠意をもって協議のうえ、解決にあたるものとする。

#### 第13条 （合意管轄裁判所）

食環研及び委託者は、本契約に関して法律上の紛争が生じたときは、前橋地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

#### 第14条 （完全合意）

本契約は、両当事者間の合意のすべてであり、本契約承諾前における両当事者間のすべての明示又は黙示の合意に優先する。